

表3. 付与後異議申立理由と改正前の付与前異議申立理由及び改正後の拒絶理由・無効理由との比較

理 由	付与後異議	付与前異議	拒 絶	無 効
商標登録要件 (第3条)	○	○	○	○
不登録事由 (第4条I)	○	○	○	○
先願 (第8条I II V)	○	○ (Iを除く)	○ (Iを除く)	○
登録取消における再登録 禁止 (第51条II、第52条の2 II、第53条II)	○	○ (第52条の 2 IIを除 く)	○	○
外国人の権利享有 (第77条III (準用特許法 第25条))	○	○	○	○
条約違反 (第43条の2②)	○	○	○	○
連合要件 (旧第7条I III)	×	○	×	×
一商標一出願 (第6条I II)	×	×	○	×
代理人等による無断出願 (旧第15条)	×	○	×	×
無権利者登録 (第46条I③)	×	×	×	○
後発的事由 (第46条I④⑤)	×	×	×	○

② 登録異議の申立てについての審理及び決定の主体

<p>(決定)</p> <p>第四十三条の三 登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。</p> <p>(第二項以下略)</p>
--

本条第1項は、登録異議の申立てについての審理及び決定の主体について規定したものである。

付与後異議申立制度は、一度なされた行政処分である登録の適否について審理をするものであり、その結果は権利の消長及び内容に直接かかわるものであることから、審理の公平性・独立性・的確性を十分に担保する必要がある。また、従来の商標法においても、無効審判、取消審判、判定等登録後の審理は、すべて審判官の合議体により行われている。そこで、付与後異議申立制度においても、その審理及び決定は、審判官の合議体が行うこととしたものである。付与後異議申立ての審理を審判官が行うことは特許法も同様である。

(審判官の指定等)

第四十三条の五 第五十六条第一項において準用する特許法第三百三十六条第二項及び第三百七十七条から第三百四十四条までの規定は、第四十三条の三第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

本条は、審判官合議体による合議、審判官の指定、審判長、審判官の除斥・忌避等について規定したものである。

第56条第1項の規定で特許法上のこれらの規定を審判に準用しており、登録異議申立ては審判と類似の手続をとるため、直接特許法を準用するのではなく商標法上の審判の規定を経由して準用することとした。以下第43条の14までの登録異議申立てに関連する規定中の準用規定についても同様である。

なお、付与前異議申立制度においては、異議申立人に審査官の除斥・忌避の申立てを認めていなかったが、除斥事由は法定事由であり、その効果は審判官や当事者の知不知を問わず生じ、除斥事由ある審判官は法律上当然にその職務の執行から除斥されるものであるから、異議申立人に除斥の申立てを認めることに実害はなく、むしろ利益ある場合が多いと考えられること、また、忌避についても、除斥とともに公正な審理の実現の上で重要な制度であることから、付与後異議申立制度の下ではこれらについての申立てを認めることとした。

③ 登録異議の申立てについての決定

(決定)

第四十三条の三 (第一項略)

- 2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。
- 3 取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。
- 4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。
- 5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

本条第2項以下は登録異議の申立てについての決定に係る規定であり、第2項は、商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）について、第4項は商標登録を維持すべき旨の決定（以下「維持決定」という。）についてそれぞれ規定したものである。

付与後異議申立制度は特許庁による登録処分の見直しを旨とするものであり、また、登録異議の申立てについての決定はその見直しの結果を表すものであることから、付与後異議申立制度においては、登録異議の申立ての適否について判断（登録異議の申立てに理由がある又はない旨の決定）をするのではなく、登録処分に瑕疵があるか否かを判断し、瑕疵がある場合、すなわち登録が第43条の2各号の一に該当すると認めるときは取消決定をし、認めないときは維持決定をすることとした。

第3項は、取消決定が確定した場合の効果について規定したものである。取消決定が確定したときは、登録無効の審決が確定した場合の効果(第46条の2)と同様に、商標権が権利の設定時に遡って存在しなかつたものとみなされる。

第5項は、維持決定に対しては不服を申し立てることができない旨を規定したものである。これは、①登録異議の申立ては、第三者に対して登録処分の見直しを求める機会を与えないものであること、②維持決定を受けた登録異議申立人は別途、同一の理由に基づいて無効審判を請求することができること等の理由によるものである。

(決定の方式)

第四十三条の十三 登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 登録異議申立事件の番号

二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る商標登録の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

本条は、登録異議の申立てについての決定の方式等について規定したものである。

第1項は、登録異議の申立てについての決定は、本項各号に規定する事項を記載した文書（決定書）をもって行われ、決定をした審判官が記名押印することを規定している。[注]

第2項は、決定書の謄本の送達について規定したものであり、その趣旨は、審決書の謄本の送達について規定した第56条で準用する特許法第157条第3項と同様である。

[注]第1項で規定する決定書に審判官が記名押印することについては、「民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成8年法律第110号)」(以下、本章において「整備法」という。)による特許法等の一部改正によって法律事項から削除。規則事項とされる予定。(第2部292頁、320頁参照)

④ 登録異議の申立ての方式

(申立ての方式等)

第四十三条の四 登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
- 三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第四十三条の二に規定する期間の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。

3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

4 審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない。

5 第四十六条第三項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

本条は、登録異議の申立ての方式等について規定したものである。

第1項は、登録異議申立書の提出及びこれに記載すべき事項を規定したものである。同項各号に掲げるのは必要的記載事項であるから、各号に掲げる事項

のうち一つでも記載がない場合には、その申立書は方式違反となる。また、第2号の「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」とは、登録異議の申立ての対象となっている商標登録の番号及び指定商品・役務の表示をいう。

第2項は、登録異議申立書の補正の制限について規定したものである。登録異議の申立てをするにあたっては、必要な証拠を準備し、当初から完全な登録異議申立書を提出することが望ましいのであるが、常に完全な登録異議申立書を提出しなければならないとすることは、登録異議申立人に酷にすぎる場合が少なくない。しかし、一方で、無制限に補正を認めることとすると、一定期間に限り登録異議の申立てを認めることとした制度の趣旨に反することになり、迅速な審理の妨げにもなる。そこで、登録異議申立書の補正については、一定の制限の下にこれを認めることとした。すなわち、原則として、要旨の変更となるような（事件の同一性を変更するような）補正は認めないこととした。したがって、前項第1号及び第2号との関係では、異議申立人の追加・削除・変更や異議申立てに係る商標登録の表示を変更（異議申立ての対象事件を変更）するような補正は当然に認められない。また、前項第3号にいう申立ての理由及び必要な証拠の表示については、申立期間経過後30日を過ぎれば、要旨変更となる補正は認められないが、それまでであれば、要旨変更となる補正も認めることとした。これは異議申立てに必要な証拠の準備を考慮したものである。

第3項は、第2項の補正の期間の延長について規定したものである。

第4項は、登録異議申立書の副本の商標権者への送付について規定したものである。付与前異議申立制度においては、登録異議申立書の副本の到達により、出願人には一定期間内における答弁書の提出及び指定商品・役務又は商標見本の補正の機会が与えられていた（旧第16条の12）ことから、審査官がこれを送達することとされていたが、付与後異議申立制度においては、登録異議申立書の副本の商標権者への到達は、単に登録異議申立書の申立てがあったこと及びその内容を商標権者に知らせるためのものにすぎず、特段の法律上の権利義務を発生させるものではないことから、副本は送達ではなく送付することとした。

第5項は、当該登録異議の申立てについて一定の利害関係を有する者（専用

使用権者等)に参加の機会を与えるとの趣旨で、登録異議の申立てがあった旨を通知することとしたものである。

⑤ 審理の方式

(審理の方式等)

第四十三条の六 登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。

ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 第五十六条第一項において準用する特許法**第四百四十五条第三項**及び**第四四項**、**第四百四十六条**並びに**第四百四十七条**の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の**手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。**

本条は、登録異議の申立てについての審理の方式について規定したものである。

第1項は、登録異議申立制度における審理は、書面審理を原則とすることを規定したものである。書面審理を原則としたのは、イ)付与後異議申立制度は、通常の民事訴訟や無効審判のように当事者対立構造をとるものではないこと、ロ)利害関係のない登録異議申立人を常に口頭審理の場への出頭を強要することとするのは適当でないこと、ハ)従来の審判制度においては、いわゆる査定系審判は書面審理を原則とし、当事者系審判は口頭審理を原則としているが、原則として商標権者と審判官合議体との間で手続が進められるという点からみた場合、付与後異議申立制度は当事者系審判よりも査定系審判に近いと考えられること等の理由による。もちろん、登録異議の申立ての審理においても真実究明や効率的審理のために口頭審理が必要となる場合(例えば、(イ)異議理由が

不明瞭又は複雑であったり、当事者の主張が多岐にわたり、それらが十分整理されていない場合に、それらを整理し当事者間の争点を明瞭にする必要のある場合、(ロ)証人尋問又は検証を伴うものである場合等)が考えられるが、そのような場合には同項ただし書の規定により、口頭審理によるものとする事ができる。

第2項は、口頭審理を行う場合に必要となる口頭審理の告知、審理の公開、通事及び調書について規定したものである。これらについては審判事件における口頭審理の場合と同様に考えられることから、関連する審判の規定を準用したものである。[注]

第3項は、共有に係る商標権に対して登録異議の申立てがされた場合に、商標権者の一人について審理及び決定の手續の中断又は中止の原因があるときには、審判の場合(第56条第1項で準用する特許法第132条第4項)と同様に共有者全員について中断又は中止の効力が生ずる旨を規定したものである。

なお、登録異議の申立てを共同でした場合において、登録異議申立人の一人について中断又は中止の原因があるときには、(イ)登録異議の申立ての審理においては、原則として商標権者と審判官合議体の間で手續が進められること(第43条の12等)、(ロ)登録異議申立人は利害関係人として登録異議の申立てをしている者ではないこと等の理由から、本項のような扱いはしないこととした。

[注]第2項で準用している特許法第145条第3項及び第4項については、整備法による特許法等の一部改正により、簡易な呼出しが期日の呼出しの方法として採用されることを内容とする改正あり。(第2部293～295頁、319頁参照)

⑥ 参加

(参加)

第四十三条の七 商標権についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第一百四十八条第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

本条は、登録異議の申立ての審理への参加について規定したものである。

第1項は、商標権についての権利を有する者や商標権に関し利害関係を有する者は、商標権者を補助するため、登録異議の申立ての審理に参加することができる旨を規定したものである。参加することができるのは登録異議の申立てについての決定があるまで、すなわち審理が終了するまでである。

なお、審理への参加を商標権者側にのみ認めることとしたのは、登録異議申立期間中は何人も登録異議の申立てができるものであり、登録異議申立人について、特に参加を認める必要がないためである。

第2項は、参加人が行うことができる手続、中断又は中止の効力及び参加申請書等についての審判の規定を準用したものである。

⑦ 証拠調べ及び証拠保全

(証拠調べ及び証拠保全)

第四十三条の八 第五十六条第一項において準用する特許法第一百五十条及び第一百五十一条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「同法第三百三十六条中「裁判所が証拠調べに依りて心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替える」と読み替えるものとする。

本条は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全について審判の規定を準用したものである。

本条後段において民事訴訟法第336条の規定を読み替えているのは、登録異議の申立てについての審理においては、当事者尋問は他の証拠調べによって心証を得られなかった場合に限らずいつでも行われることとしたものである。これは、登録異議の申立てが特許庁による登録処分の見直しのための制度であり、登録異議の申立ての審理においては、審判官は、登録異議申立人の主張する理由に拘束されることなく、自ら証拠を収集し、登録を取り消すべき理由を発見することができる職権審理主義がとられていることから、民事訴訟法のように当事者尋問を補充的なものとして扱う理由に乏しいものであるからである。

【注】民事訴訟法の当該規定は、当事者尋問の補充性を緩和する内容に改正されたため、整備法による特許法等の一部改正によって、この読み替えは削除。(第2部291～292頁、319頁参照)

⑧ 登録異議の申立てにおける職権審理

(職権による審理)

第四十三条の九 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

本条は、登録異議の申立てについての審理における職権審理の範囲について規定したものである。

第1項は、登録異議の申立てについての審理においては、商標権者や登録異議申立人が申し立てない理由についても職権によって審理を行うことができる旨を規定したものである。これは、特許庁による登録処分の見直しという登録

異議申立制度の趣旨を全うするには、商標権者や登録異議申立人の主張に拘束されることなく、登録異議の申立てがなされた商標登録について取消理由の有無を職権で審理できることとすべきであるからである。

第2項は、第1項の規定により申し立てない理由について職権審理を認めるとしても、申立てがされていない指定商品又は指定役務についてまで審理をすることはできない旨を規定したものである。登録異議申立制度は、商標権を設定した後に登録異議の申立てを待ってその審理を行うものであるから、申立ての対象となっていない指定商品又は指定役務についてまで職権により審理を行えることとすると、徒に商標権者の地位を不安定にするおそれがあるからである。

⑨ 複数の登録異議の申立てがなされた場合の手続

(申立ての併合又は分離)

第四十三条の十 同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることが出来る。

本条は、登録異議の申立てについての審理の併合及び分離について規定したものである。

第1項では、同一の商標権に対し、複数の登録異議の申立てがあった場合の審理は、特別の事情がある場合を除き、併合する旨を規定した。従来の付与前異議申立制度においては、複数の異議申立てがなされた場合、登録異議の申立てごとに決定を行うこととされていたため(旧第16条の7)、出願人は、すべての登録異議の申立てに対して答弁書を提出しておかなければ不利な決定を受けおそれがあり、答弁書作成等について多大な負担を負う場合があったのであるが、こうした問題を解消し、かつ効率的な審理を行うために規定されたのが

本項の「申立ての併合」である。この場合、特別の事情がない限り審理は併合されるのであって、第56条第1項で準用する特許法第154条第1項に規定する審判の審理の併合のように、審判官の裁量により併合するものではない。なお、ここで「特段の事情がある場合」とは、審理を併合することによって審理の続行が困難になる、あるいは著しく遅延するおそれがある場合（例えば、二つの登録異議の申立ての一つについて登録異議申立書の却下の決定がなされ、当該決定に対し訴えが提起された場合など）をいう。

第2項は、第1項の規定により併合された審理をさらに分離することができる旨を規定したものである。なお、第2項には「特別の事情がある場合」との規定はないが、審理の分離はいつでも裁量で行えるというのではなく、審理の併合後に第1項と同様の特別の事情が生じた場合に限られることは解釈上明らかである。

⑩ 登録異議の申立ての取下げ

（申立ての取下げ）

第四十三条の十一 登録異議の申立ては、次条の規定による通知があった後は、取り下げることができない。

2 第五十六条第二項において準用する特許法第百五十五条第三項の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

本条は、登録異議の申立ての取下げについて規定したものである。

第1項は、商標登録の取消理由の通知があった後は登録異議の申立ての取下げができない旨を規定したものである。審判の場合は、審決が確定するまではその請求を取り下げることができ、また答弁書提出後であれば、相手方の承諾を得れば取り下げることができる（第56条第1項で準用する特許法第155条第1項・第2項）。これに対し、登録異議の申立てについては、取消理由の通知があった後は、たとえ商標権者の承諾があっても、その取下げは認められない。こ

のように登録異議の申立ての取下げを制限したのは、登録異議の申立ては本人の自由な意思により行うものであり、その取下げも、本来、登録異議申立人の意思に委ねられるべきものであるが、登録異議の申立てについての審理が進行し、既に取消理由の通知がなされた場合には、登録異議の申立てがされた商標登録に瑕疵がある蓋然性が高いといえ、そのような場合にまで登録異議申立人の自由な意思による取下げを認めることは、公益的観点から登録処分の見直しを図ろうとする登録異議申立制度の趣旨に合致しないと考えられるからである。

第2項は、登録異議の申立てが指定商品又は指定役務ごとにできることに対応して、その申立ての取下げについても指定商品又は指定役務ごとにできることとしたものである。この趣旨は、無効審判の請求の取下げの場合と同様であることから、関連規定を準用した。

なお、取消理由が通知される前に登録異議申立てが取り下げられた場合は、審判官は職権で審理を続行することはできない。

⑪ 意見書の提出

(取消理由の通知)

第四十三条の十二 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

本条は、審判官合議体が取消決定をしようとするときには、審判長は、商標権者及び参加人に取消理由の通知を行い、事前に意見陳述の機会を与えなければならない旨を規定したものである。これは、審理の結果、商標登録が第43条の2の各号の一に該当するものであるという心証を得た場合においても、商標権者に何ら弁明の機会を与えず直ちに取消決定をすることは酷であり、かつ審判官も全く過誤なきことは保証し得ないので、商標権者及び参加人に意見書を

提出する機会を与え、かつ、その意見書を基にして審判官がさらに審理をする機会ともしようとするものである。

なお、この意見書を提出させる制度の他に、登録異議の申立てに対して答弁書を提出させる制度をも併存させることについては、イ) 手続が非常に煩雑になること、ロ) 意見書提出の手続だけの方が、商標権者は取消理由の通知を受けた理由に対してのみ反論すればよいので、商標権者の答弁負担が軽減されること等の理由により採用されなかった。

(補説) 訂正の請求を認めない理由

特許の場合は意見書の提出の他に訂正の請求を認めているが(特許法第120条の4第2項)、商標の場合はこれを認めていない。

これは、特許では、一つの請求項の内容を権利拡張のない範囲内で訂正する場合、その訂正の方法は種々考えられ(例えば、新たな条件の付加、数値限定等)、訂正の方法により権利範囲の広さも変わりうることから、特許庁が権利者の意図に関係なく職権で訂正することは適当でないのに対して、商標の場合は指定商品・役務の中の不適當な部分を単に切除するだけであるので、特許庁の職権による切除が可能であるからである。すなわち、商標の場合は、異議申立てのあった商品・役務の一部に取消理由が存在するときには、無効審判における第69条を根拠とする確立した運用と同様、職権により商品・役務単位(一つの指定商品の表示の中に含まれる個別の商品・役務単位)で一部取消をすることとすれば、訂正の請求を認めなくても商標権者に特段不利益とはならないことによるものである。

⑫ 審判の規定の準用

(審判の規定の準用)

第四十三条の十四 第五十六条第一項において準用する特許法第百三十三
条、第百三十三條の二、第百三十四條第四項、第百三十五條、第百五十
二條、第百六十八條、第百六十九條第三項から第六項まで及び第七十

条の規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第四十三条の三第五項の規定は、前項において準用する特許法第百三十五條の規定による決定に準用する。

本条は、登録異議の申立てについての審理及び決定について、審判の規定を準用したものである。

第1項は、登録異議の申立てにおける審理が裁判所における第一審に相当するものであり、これにふさわしい適正手続を保障するという観点から、方式に違反した場合の決定による却下、不適法な手続の却下、商標権者等に対する審尋、不適法な登録異議の申立ての決定による却下、職権審理、異議審理手続・訴訟手続の中止、費用の負担等について、審判の関連規定を準用したものである。

第2項は、前項において準用する特許法第135条の規定による不適法な登録異議の申立ての却下の決定に対しては、第43条の3第5項の規定（維持決定に対しては不服を申し立てることができない。）と同様に、不服を申し立てることができない旨を規定したものである。これは、不適法な登録異議の申立ての却下の決定は、維持決定の場合と同様に、審判官の合議体による審理を経てなされるものであるから、登録異議申立人に不服の申立てを認める必要がないと考えられるためである。

なお、これに対して、前項において準用する特許法第133条の規定による方式に違反した場合における登録異議申立書の却下の決定については、イ）審判官合議体の審理の結果としてなされるものではなく、審判長の権限によりなされるものであること、ロ）登録異議申立書の瑕疵の有無については無効審判では争い得ないこと等の理由から不服の申立てを認めることとした（第63条第1項）。

⑬ 登録異議の申立てについての決定に対する訴え

(審決等に対する訴え)

第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第二項（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- 2 特許法第七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第七十九条から第八十二条まで（被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消し及び裁判の正本の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十九条中「第二百二十三条第一項若しくは第二百五条の二第一項」とあるのは、「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二」と読み替えるものとする。

本条は、審決又は決定に対する訴えの管轄を規定したものである。

今回の改正においては、登録異議の申立てについての取消決定及び登録異議申立書の却下の決定に対する訴えについても、審決や審判請求書の却下の決定に対する訴えの場合と同様、東京高等裁判所の専属管轄とすることとした。すなわち、登録異議の申立ての審理については、審査官及び特許庁長官から独立した客観的立場で十分な審理を行う能力を有する審判官の合議体によりなされるものであり、権利者が十分主張立証を尽くす機会が保証された準司法的な手続を経ていることからみて、更に三審級（地裁から最高裁まで）を重ねることは徒に事件の解決を遅延させるものであること等の理由から、取消決定を受けた商標権者等が、これに不服がある場合には東京高裁に出訴できることとしたものであり、また、登録異議申立書の却下の決定は第一審に相当する審判官合議体の長である審判長によるものであることから、これに対する不服の訴えは、審判請求書の却下に対する不服の申立ての場合と同様に、東京高裁の専属管轄

としたものである。

第2項は、審決等に対する訴えについての特許法の準用規定である。

⑭ 関連する改正事項

今回の付与後異議申立制度の導入及び付与前異議申立制度の廃止並びに出願公告制度の廃止に伴い、既に解説した規定以外にも改正が行われている。以下、その概要について簡単に解説する。

イ. 付与後異議申立制度の導入及び付与前異議申立制度の廃止に伴う改正

◆第14条（審査官による審査）

付与後異議申立てについての審理及び決定は、審判官の合議体が行うこととしたため、審査官に審査させなければならないとする規定から登録異議の申立てを削除した。

◆第15条（拒絶の査定）

本条の旧第4号（代理人等による不当出願）は、異議申立てがあることが前提となる拒絶の理由であったところ、付与後異議申立制度になったことにより審査官による職権審査の対象とはしないこととした。

◆旧第16条の4～第16条の11（登録異議申立て）

付与後異議申立制度に関する規定を第4章の2（第43条の2～第43条の14）として新設し、付与前異議申立制度に関する規定であった第16条の4から第16条の11までを削除した。

◆第42条（既納の登録料の返還）

存続期間満了前5年までに取消決定が確定した場合における分割納付の後半分の登録料の返還について規定した。なお、前半分の登録料については、取消になるまでの間は、商標権者は一応有効なものとして独占権を行使し、それに基づく利益も享受してきた場合も少なくないことから、返還しないこととした。

◆第55条の2（拒絶査定に対する審判における特則）

付与前異議申立てに関連する部分を削除した。